

## 「望まない妊娠/計画していない妊娠や出産で悩む人々への十分な対応をはかる体制整備に関する指定都市市長会要請」に係るその後の状況について

平成 29 年 7 月 11 日、指定都市市長会が国に対して要請したことに関し、熊本市が実施した調査結果及び国の調査研究の概要について下記のとおり報告する。

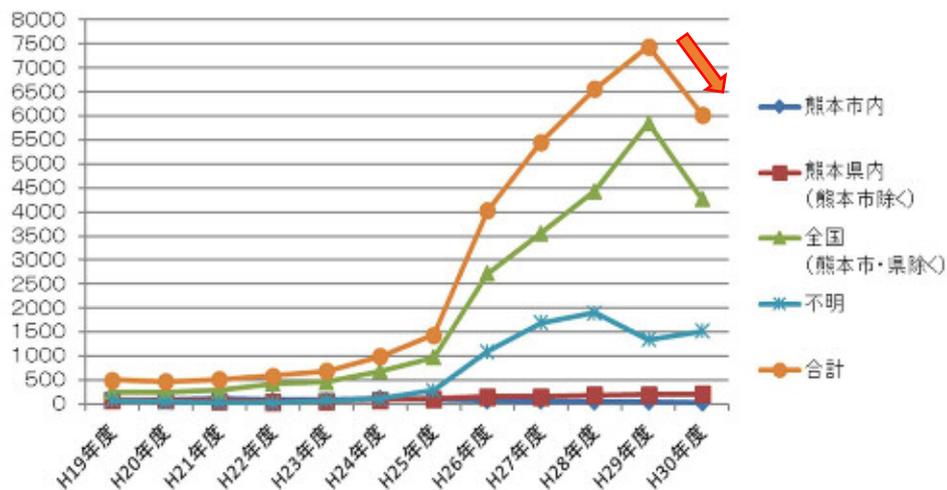
### 1. 指定都市における「予期せぬ妊娠に関する相談体制」（熊本市調査）

(1) 調査実施時期 令和元年 6 月（平成 31 年 3 月末時点）

(2) 調査に至る経緯及び目的

- ・ 以下の通りのゆりかごを運営する民間病院への相談件数が減少。  
《平成 29 年度:7,444 件→平成 30 年度:6,031 件》
- ・ 平成 30 年度以下のゆりかごの検証報告において、当該施設を運営する民間病院が、「全国的に相談機関が増えたことで病院の相談が減ったのではないか」との見解を示したことから、指定都市の相談体制及び相談実績について調査を実施。

当該民間病院における妊娠悩み相談件数



(3) 調査内容及び結果

#### ① 調査内容

予期せぬ妊娠に関する相談の実施状況、専用相談窓口設置状況、相談体制、相談実績

#### ② 調査結果

- ・ 予期せぬ妊娠に関する相談は、20 市で実施。

- ・ 予期せぬ妊娠に関する専用相談窓口は、10 市に設置。

仙台市、さいたま市、川崎市、横浜市、浜松市、名古屋市、京都市、神戸市、北九州市、熊本市

平成 25 年度：5 市 → 平成 30 年度：10 市 へと、2 倍に増加した。  
このうち、365 日 24 時間体制で電話相談を実施しているのは、1 市のみ。

- ・ 相談件数は 5 年間で約 2 倍に増加。  
平成 26 年度：977 件 → 平成 30 年度：2,145 件

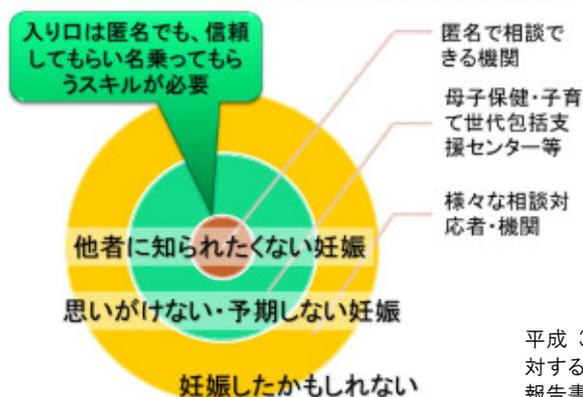
(4) まとめ

- ・ 他者に知られたくない場合は、できるだけ身元が分かりにくいような遠方の相談機関が相談しやすいと考えられる。
- ・ 匿名相談やメール相談にも対応できる利用しやすく、関係機関に確実につなぐことができる支援技術を有する質の高い相談窓口が必要である。
- ・ 予期せぬ妊娠に特化した相談窓口と、住民に身近な母子保健における相談窓口はそれぞれ必要である。



下表のような層構造の相談窓口の設置を進める必要がある。

### 妊娠の受け止めと必要な対応



平成 30 年度厚生労働省調査「予期せぬ妊娠に対する相談体制の現状と課題に関する調査研究報告書」より抜粋

各都市における予期せぬ妊娠に関する相談件数は大きく増加している。また、「専用の相談窓口」を設置する都市数も増えているものの、相談窓口の更なる充実が必要であることから、引き続き、国に対して相談体制の整備や財政的支援を求める必要がある。

## 2. 国における調査研究の概要

### (1) 調査名

平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（平成 31 年（2019 年）4 月公表）  
「妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度に関する調査研究」

### (2) 調査の目的

諸外国における「妊娠を他者に知られたくない女性」を対象とした法制度・取組を把握・整理し、日本における議論の参考資料として提供するため。

### (3) 調査の項目

調査対象国（ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ、韓国）における法制度・取組の成立経緯、焦点となっている課題、期待される効果。

### (4) 調査の結果

「妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度に関する調査研究報告書」より

		妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度の名称等	匿名での出産	相談等の仕組み	子どもの権利保障
法に基づく施策	ドイツ	内密出産法（2014）	国内全ての病院・婦人科で可能（費用は国負担）	あり	16歳で出自証明書の閲覧請求可
	フランス	匿名出産制度	可能（費用は医療機関が所在する県負担）	あり	あり
	イギリス	「秘匿された妊娠」「否定された妊娠」に関するガイドライン	法制度なし	あり	なし
	アメリカ	乳児避難所法（州により異なる、1999～）	法令で保障（州により異なる）	なし	なし
	韓国	未婚ひとり親家族福祉施設（根拠法はひとり親家族支援法）	法制度なし	あり	家族関係登録法（出生登録がない場合、罰金あり）

- ・調査した全ての国において、妊娠を他者に知られたくない女性による子どもの遺棄などは大きな社会問題となっている。
- ・その上で、各国の施策は、女性の匿名性保護を重視（フランス、ドイツ）や、さらに子どもの親を知る権利の保障を重視（ドイツ）等、国によって対応が異なるものの取組がなされている。
- ・いずれの国も、妊娠中の医療ケアや相談体制等の周産期支援に力を入れている。

### (5) 今後の予定

2019 年度も、今後の我が国における支援体制を検討するための基礎資料とすることを目的とした、さらなる調査研究を引き続き実施予定。